

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

## 令和8年度 医療費控除の明細書

◎この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制を受けられません。

◎平成30年度の申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要になり、医薬品購入費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、申告期限等から5年間、領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

令和3年度からは医療費控除の明細書が必須となりました。

### 医療費控除の対象となるもの(例)

- ・医師や歯科医師に支払った医療費
  - ・病院や診療所等に支払った医療費
  - ・病気やけがの治療、療養のために購入した医薬品の代金
  - ・治療のためにあん摩マッサージ指圧師、はり師、柔道整復師に支払った施術費  
　　→(治療に直接関係ないものは対象外)
  - ・通院するために支払った電車・バス等の交通費  
　　→(やむを得ない場合を除きタクシー代は対象外)
  - ・寝たきりの方のおむつ代(「おむつ使用証明書」が必要)
  - ・ストマ用装具の購入費(「ストマ用装具使用証明書」が必要)
  - ・補聴器の購入費(「補聴器適合に関する診療情報提供書」が必要)

### 医療費控除の対象とならないもの（例）

- ・人間ドック等の治療を目的としない費用
  - ・インフルエンザ等の予防接種
  - ・美容目的のための歯列矯正費用
  - ・コンタクトレンズの費用、近視・遠視のために買った眼鏡代（※白内障等の治療の一環として使用する眼鏡代は対象）※処方箋が必要
  - ・健康診断

氏名

## 1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を提示又は添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。  
(※)医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目  
が記載されたものをいいます。  
(例: 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円 ①	円 ②	円 ③

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、  
④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が  
支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

## 職員確認欄

## 2 医療費(上記1以外)の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。  
上記に記入した中のについて記入しないでください。

※イ、口は申告書の医療費控除欄と対応しています。